

発行番号： 20号

発行日： 2007年2月

内容： ベトナムにおける個人所得税の申告納税の実務

筆者： IGL (VIETNAM) CO., LTD. グェン・ディン・フク

## **1. はじめに**

ベトナムに居住して働く、あるいは居住はしないがベトナムで働いた対価として個人が所得を得る場合、この所得に個人所得税が課せられる。多くの日系企業は日本から出向者としてベトナムに日本人を駐在させているが、その場合、日本とベトナムの税率等の差で生じる所得を補償する目的から、ネットでの所得を会社が保証し、現地で発生する税金の負担を会社が約束している事例が多い。昨今、ベトナムにおける法令順守の観点や税務リスクの高まりから、過年度における個人所得税の過少申告を修正する事例が増えている。ここでは、個人所得税の概論と申告業務に合わせて、個人所得税の過少申告における税務リスクおよび修正申告の実務の概略を説明する。

## **2. 個人所得税の概論**

### **2.1 納税義務者**

ベトナム国内法の規定では、居住者/非居住者の判定は連続する12 カ月の間のベトナムにおける滞在日数が183 日以上の場合には居住者、そして183日未満の場合には非居住者とされ、異なる取り扱いをしている。また、居住者に関する税率等においてベトナム人と外国人との取り扱いを異にしている。

### **2.2 居住者の課税所得および税率**

#### **2.2.1 居住者の課税所得**

居住者の課税所得として、定期所得と不定期所得とを定め、税率を異にしている。

#### **【定期所得】**

- ・ 給与/賃金・手当・賞与
- ・ 役員賞与その他、役員として利益処分から得た所得
- ・ ロイヤルティ報酬および印税
- ・ 事業所得(法人所得税の対象となるものを除く)
- ・ 会社負担の社宅賃料等（課税所得総額の15%上限）

#### **【不定期所得】**

- ・ 外国からの送金、贈与
- ・ 個人の契約に基づく技術提供等による所得
- ・ 文学、芸術作品、技術デザインの使用料
- ・ セミナーや学術研究による所得
- ・ 宝くじの賞金

### 2.2.2 非課税所得

以下の項目は非課税所得であり、ベトナム人を支給対象とした諸手当の非課税所得が広範であるのに対して、外国人に対する非課税所得は限定的となっている。

- ・ 社会保険/健康保険
- ・ ベトナム政府に規定される職務関連手当
- ・ 退職金
- ・ 転勤手当、会社あての領収書のある交通費、旅費、食事等の実費
- ・ ベトナム福祉優遇制度の対象者に対する社会手当
- ・ 生命保険料
- ・ 外国人の子どもの、幼稚園から高校までのベトナム教育機関に支払われる授業費

### 2.2.3 グロスアップ(純所得から課税所得の逆算)について

多くの日系企業は、日本とベトナムの税率等の差で生じる所得の減少分を補償する目的から、日本における税引き後の所得(以下、純所得)を会社が保証し、現地で発生する税金の負担を個人ではなく、会社が実施している。その場合は通達81/2004/TT-BTC により、以下の計算式により純所得から税込所得(課税所得)金額が逆算される。

純所得(NET INCOME)	税込所得(課税所得)
800 万VND 超 1,880 万VND 以下	$(\text{純所得} - 80 \text{ 万}) / 0.9$
1,800 万VND 超 4,280 万VND 以下	$(\text{純所得} - 280 \text{ 万}) / 0.8$
4,280 万VND 超 6,380 万VND 以下	$(\text{純所得} - 780 \text{ 万}) / 0.7$
6,380 万VND 超	$(\text{純所得} - 1,580 \text{ 万}) / 0.6$

なお、会社が住宅費を負担する場合の所得金額に関しては、(住宅手当を除く)課税所得からベトナムでの所得控除項目である健康保険や年金を控除した金額の15%と、負担される住宅費実費のいずれか小さい金額が住宅手当として課税所得になる。

### 2.2.4 居住者の税率

<居住者の定期所得の累進税率表>

(単位:月収・ベトナムドン)

税率(%)	外国人		ベトナム人(参考)	
	超	以下	超	以下

0		800 万		500 万
10	800 万	2,000 万	500 万	1,500 万
20	2,000 万	5,000 万	1,500 万	2,500 万
30	5,000 万	8,000 万	2,500 万	4,000 万
40	8,000 万		4,000 万	

### 2.3 登録/申告/納税期限

ベトナムでの個人所得税の納税手続きとしては、月次での予定申告納税および年次の確定申告がある。月次申告は暦年の総所得見込額の12分の1の金額に基づき計算し、翌月10日までに月次申告を行い25日までに納税する。年次の確定申告では年間の実際の総所得額に基づいて年間の個人所得税額を算定し、翌年2月末までに申告を行う。月次ですでに納税した金額を、確定申告による年間個人所得税額が上回る場合には、その差額を3月10日までに納税する。過払いの納税額がある場合には、翌年の納税額から控除されるのが一般的であり、原則として還付とはならない。

### 2.4 計算例

〔事例〕

ベトナムで居住しているAさんの1カ月の所得額は

- ・ ベトナム受取：1,200US ドル
- ・ 日本受取：130,000 円
- ・ 年末の賞与：3,200US ドル

なお、家賃(500US ドル/月)は会社が負担し、個人所得税も会社が負担する。

為替レートは1ドル=16,000 ドン、1円=136 ドンとする。

〔月次予定納付金額および年次確定申告納付額〕

下記、計算方法の通り

(計算方法)

月次予定納付金額 (VND)

ベトナムで発生した所得 1,200US ドル × 16,000 = 19,200,000

日本で発生した所得 130,000 円 × 136 = 17,680,000

総所得額 36,880,000

グロスアップ (36,880,000-280 万)/0.8 42,600,000

所得の15% 6,390,000

実際に支払った家賃 500US ドル × 16,000 = 8,000,000

課税所得 42,600,000+6,390,000 = 48,990,000

月次個人所得税 (2.2.4.居住者の税率に基づく) (※1)6,998,000

年末確定申告納付額 (VND)

年末賞与 3,200US ドル × 16,000 = 51,200,000  
年次総所得 36,880,000 × 12 + 51,200,000 = 493,760,000  
月次平均所得 493,796,000 / 12 = 41,146,667  
グロスアップ (41,146,667 - 280 万) / 0.8 47,933,333  
所得の15% 7,190,000  
課税所得 55,123,333  
月次確定個人所得税 (2.2.4.居住者の税率に基づく) (※2) 8,737,000  
年次確定個人所得税 8,737,000 × 12 104,844,000  
月次予定納付額 6,998,000 × 12 = 83,976,000  
追加納付が必要な税額 104,844,000 - 83,976,000 = 20,868,000

※1

2,000 万VND から5,000 万VND までの場合は月次個人所得税額は120 万VND + 20% × (2,000 万VND を超えた金額)

となる。

※2

5,000 万VND から8,000 万VND までの場合は月次個人所得税額は720 万VND + 30% × (5,000 万VND を超えた金額)

となる。

## **2.5 短期滞在者の免税措置**

短期滞行者への課税に関しては、04 年7月より施行されている改正個人所得税法により、滞在日数が183 日未満の短期滞行者に対してはベトナム源泉所得に対し一律25%が課税されることになっている。

一方、日越租税条約での取り扱いがあり、役務提供地課税の原則の例外として、短期滞行者の免税措置がある。この短期滞行者に関わる免税要件として

- 1) 暦年におけるベトナム滞在日数が183 日未満であること
- 2) 報酬の支払者がベトナムの居住者でないこと
- 3) 報酬がベトナムにある恒久的施設 (PE) 等により最終的に負担されない

という3つがあり、基本的には、日越租税条約の条件を満たす場合には租税条約の規定が優先して適用されるので、上記3つの要件を満たせば原則免税されることになる。しかしながら、この免税規定が無条件に自動的に適用されるわけではなく、納税者側が税務当局に対し、免税適用について各種申請を自ら行う必要がある。

## **3. 個人所得税の税務査察に関する法令と実務**

### **3.1 税務査察に関する法令**

個人所得税は、個人あるいは所属先である現地法人が納税額を計算、月次での予定申告または納税を行い、年次で確定申告を行うという申告納税である。ただし、毎年納税を実施するが、税務査察の結果によっては、申告納税の金額が修正される場合がある。そして、税務査察の結果判

明した事実に基づく所得金額と申告所得との間に大きなかい離がある場合は、税務当局から指摘され罰金が課せられる可能性がある。

税務査察に関する法令は以下の通り。

- ① 税務査察の日から5年間さかのぼって、個人所得税に関する計算の誤りあるいは脱税等を調査する。個人が税務局で個人所得に関して登録、申請、納税のいずれも行わない場合、税務局は個人の収入があった時点から納税また罰金を与える<sup>i</sup>。
- ② 税務局が年次課税納付を確認する時に、税務局は親会社との労働契約書等を提出することを要求できる。手当の金額等が不明である場合、親会社の担当者まで照会して確認する。また、国際的な資格を有する監査人の支援を受けて個人所得の確認を要求する場合がある<sup>ii</sup>。

### **3.2 税務査察の実務**

税務局は会社また個人に対して納税および申告等の状況を査察する権限を持っている。ただし、法令文書(施行細則または施行ガイドライン)には税務調査に関する実施詳細を明確に規定していない。実務上、一般的には会社が設立されてから3年目から5年目まで税務査察が行われる。税務査察がいつごろどのような形で実施するかに関しては、所轄の地方税務局の裁量によりなされている。

### **4. 脱税等に関する処罰**

個人所得税の脱税等、ベトナム税制に違反する行為がある場合、法令に基づいて処罰される。税務上の処罰の規定は「税務上の罰規定に関して」施行細則100/2004/ND-CP 号(財務省2004年2月25日発行)、およびこの施行細則の施行ガイドライン41/2004/ND-CP 号(財務省2004年5月18日発行)がある。個人または企業の脱税行為は、脱税未納税金額を納めるだけでなく、脱税額に基づいて計算される罰金が課せられる。なお、法令で明確な規定がない限り、1回の脱税における罰金額の上限は1億ドンである。

処罰の規定は下記の通り明確にされている(個人所得税の申告と関係がある部分を抜粋)。

#### (1). 脱税額の1.5～2倍までの罰金が科せられる場合

- 記帳漏れによる過少納税
- 過少納税のために会計伝票等を修正する行為
- 法律上の規定の税金計算を実施しないこと

#### (2). 脱税額の3～5倍までの罰金が科せられる場合

- 過少納税を目的として虚偽の会計領収書等を使用すること
- 過少納税を目的として会計伝票等を勝手に捨てること
- 税務登録を行わないこと

### **5. 修正申告について**

税務査察の前に、個人所得税の間違い等を自己の意思で修正する場合の手続きに関して、法令では明確に規定されていない。ただし、実務上、税務査察の前に修正申告をすることは認められている。実務上の手続きは地方税務局により多少異なるが、一般的には、地方税務局宛ての説明文書を作成し、修正申告する理由などを明確にし、過年度の納税申告を修正する旨の通知をし、当局に確認の上、申告納税する。

## **6. 修正申告の実務事例**

現在までに、税務査察後あるいは税務査察前に修正申告を実施した日系企業は数社ある。1990年代に駐在員事務所を有する大手商社や銀行に関して税務査察が入ったことや、2000年に入り、一部上場の大手企業を筆頭に、税務査察や日本の親会社からの指導を踏まえて、修正申告をしているようだ。

税務査察の前に多額の修正申告を実施し納税した企業の話として、税務当局から修正申告額の減額を求められたという事例や、来期に納税することを求められたという事例があるという。これらの事実は検証されていないが、ベトナムでは税務当局が年度毎に予算が与えられており、この予算を達成していない時は税務査察を強化し、予算を達成すると税務査察の強化をしないという話も聞かれる。また、ベトナムの税務当局は、外国企業ごとに担当官を配置し、その担当官がその企業に関するすべての納税を担当する。日本のように法人税、消費税等に応じて担当が異なるものとなっていない。したがって、企業あたりいくら税金を取るか？ということに重点が置かれており、その税金の内訳に関してはあまり重要ではないと考えている可能性もある。

都市部以外のエリアでは、個人所得税で修正申告をしたという事例は今まで明らかになっていないので、参考になる修正申告の実務がない場合もある。

## **7. 最終的な税金の確定および修正申告に関して**

現在、ベトナムでは過少申告を実施している日系企業が少なくないのは事実であるが、昨今、都市部（ホーチミン市およびハノイ市）では外国人の個人所得税に関して納税を強化しており、また日系企業もコンプライアンス重視の観点から、過少申告を見直している傾向にある。

個人所得税の納税金額が最終的に確定するのは、月次の予定申告でも、年次の確定申告後でもなく、税務査察後である。税務査察は過去5年にさかのぼって実施されるが、この5年は納税義務の時効を意味するわけではない。なお、現地法人の納税義務の範囲はあくまでも、現地法人（親会社からの出向社員の納税申告の場合は親会社も含むと解釈される場合がある）が把握できる人間の、把握できる所得に関する納税申告である。したがって、現地法人では把握できない人間のベトナム源泉所得に関しては納税申告の義務はないと考える。

前述の通り、実務の事例としては、会社が判断した範囲で修正申告を実施している限り、税務署はその納税申告を尊重し、特に大きな罰金を課すことは実施していない。むしろ自主的に追加納税したことを歓迎している。

修正申告ではなく税務査察後の納税となると、罰金という話になる可能性が高く、また実務としては、納税申告に際して提出を要求される資料が過年度分の詳細にわたる可能性がある。

修正申告をする範囲に関しては、論理的に正しいとされるのは、企業が把握できるすべての人間のすべての所得に関して修正申告をするということであるが、実務的には事務処理が複雑であり、法令の改正等もあるため実施できない可能性がある。

実務的な手続きとしては、まずは修正申告をする理由を検討することである。この理由に関しては、悪意があると捉えられるような理由、すなわち過少申告という事実を当初から知っていたが納税しなかったというようなものでは、罰金の対象となる可能性がある。罰金の対象とならないような理由があるとすれば、親会社の担当者の頻繁な交代、現地担当者の不在および無知等であり、会社として悪意がなかったことを説明するのが通常であると思われる。

修正申告が当局から認められた場合は、手続きに従い、資料を準備して修正申告書を作成する。修正申告書が受理された後に納税となる。留意すべき点は、この修正申告によって納税金額が最終確定するわけではないということである。すなわち、この修正申告をもってしても、税務査察後、新たに過少納税金額を指摘される可能性は否定できないということである。

実務的には、税務査察により発見された時のリスクが高いということから、積極的に修正申告をしていく会社の事例が増えていると考える。

---

<sup>i</sup> 2001年5月19日に発行されたOrdinance 35/2001/PL-UBTVQH10「個人所得税法令」、国会常務委員、第29条

<sup>ii</sup> 2003年12月01日に発行されたオフィシャルレター4249号「個人所得税の査察の強化」、総務局、5項